

二次創作ガイドライン(2025 年 3 月版)

1. はじめに

紫式部プロジェクト推進協議会(以下、「本協議会」という。)は、越前市公認 VTuber を、より多くの方々に知っていただき、親しんでいただけるよう、二次創作ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)を制定いたします。

本ガイドラインを遵守しているものであれば、越前市公認 VTuber の二次創作に際し、本協議会に対する個別のお問い合わせは不要です。

2. 二次創作の範囲

二次創作とは、越前市公認 VTuber を原作品としつつも、皆様の創意工夫・アイデア等の創作性をもって生み出される創作活動であると、本協議会は考えます。

二次創作に該当し、本ガイドラインを遵守している場合に限り、皆様の創作活動に対し、本協議会より権利行使をすることはございません。

皆様の二次創作については、越前市公認 VTuber が配信でサムネイルとしての利用や、SNS 活動において取り上げたりすることがございます。予めご了承ください。

※越前市公認 VTuber をそのまま利用するもの、単なる改変の域を出ないもの等の創作性に欠けるものは、二次創作とはいえず、本ガイドラインの適用はございません。

3. お願い

二次創作にあたっては、下記の事項を遵守していただくようお願いいたします。

- (1) ライバーの心情にご配慮いただき、ライバーが不快と感じる創作活動はお控えください
- (2) いわゆる同人活動や趣味の範囲でお願いいたします。営利目的と認められるもの、法人による利用(個人名義であっても法人が制作費等を負担する場合を含めます)はお断りしております
- (3) 適用される法令、規則その他規定を遵守してください
- (4) 次のような表現を伴う創作活動はお控えください
 - ア 公式と詐称、または公式と誤解・誤認されうるもの
 - イ 公序良俗に反するもの、反社会的なもの
 - ウ 特定の思想・信条や宗教的、政治的な内容を含むもの
 - エ 本協議会または越前市公認 VTuber のイメージを著しく損なうもの
 - オ 第三者の名誉・品位等を傷つけるもの、第三者の権利を侵害するもの
 - カ その他本協議会が不適切と判断するもの

※本ガイドラインは、予告なしに修正することがございます。常に最新のものをご確認願います。

4. 最後に

越前市公認 VTuber にご興味を持っていただき、ありがとうございます。

皆様に本ガイドラインを遵守していただくことにより、本協議会は、皆様の二次創作活動に対して寛容かつ肯定的な姿勢をとることができます。

本ガイドラインその他のルールやマナーを守って、自由な二次創作活動をお楽しみいただけますと幸いです。